

publicity magazine  
by Chiba Federation of Small Business Associations  
**Chushokigyo-Chiba**

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

# 中小企業ちば



協同組合千葉施設管理センター 関泰雄理事長…モダン工業株式会社前で

## Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 第 166 回通常国会で成立した主な法律  
特集 **4** 中小企業地域資源活用プログラムの概要  
施策 **6** まちづくりと商店街の活性化を支援します  
組合 Q & A **8** 小規模事業者の判断について他  
視点 **10** 最近の「食」の話題（その一）  
ご案内 **12** 「子ども参観日」キャンペーンのご案内、中小企業組合検定試験  
連携リーダー **13** 協同組合千葉施設管理センター  
景況 **14** 情報連絡員報告（7月）  
お知らせ **15** 中小企業全国大会他

2007

9



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

## 第166回通常国会で 成立した主な法律

第166回通常国会は、本年1月25日に召集され、7月5日に閉会した。同国会では、継続法案を含む197件の法律案が提出され、そのうち113件が成立した。その主な法律及び概要は次のとおり。

### ① 地方税法の一部を改正する法律

(平成19年法律第4号) 最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特例措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行ったもの。② **所得税法の一部を改正する法律**(平成19年法律第6号) 現下の経済・財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、「特定同族会社の留保金課税の見直し」「中小企業等

基盤強化税制の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に係る措置の追加」「特定同族株式会社等に係る相続精算課税制度の特例の創設」等の

中小企業関係税制の改正、「移転価格税制に係る納税猶予制度の創設」「租税条約に基づき社会保険料を控除する措置の創設等の国際課税の改正」「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設」「長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長」等の住宅・土地税制の改正並びに「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例の延長」等の金融・証券税制の改正を行うとともに、「所得税の寄付金控除の控除限度額の引き上げ」「電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税控除制度の創設」「国税の納付委託制度の創設」「会社法における合併等対価の柔軟化に伴う改正」並びに「信託法の制定に伴う所得税、法人税及び相続税等の所要の整備」等を行う他「農用地利用集積準備金制度の廃止」等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて「住宅用家屋

に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例」等の期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講じたもの。③ **地方交付税法の一部を改正する法律**(平成19年法律第24号) 地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するため個別算定経費以外の経費を簡素な基準により算定することとする

とともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するほか、地方公共団体に對して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置の創設及び児童手当の拡充に伴う地方特例交付金の拡充を行う等所要の措置を講じたもの。④ **中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律**(平成19年法律第39号) 近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進する

ことにより地域経済の活性化を図るため、中小企業(事業協同組合、企業組合等の中小企業組合を含む)による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等)を活用した新商品・新サービスの開発・市場化等への取組みを支援し、地域経済の活性化を図るため、税制・金融面など総合的に支援措置を講じたもの。⑤ **株式会社日本政策金融公庫法**(平成19年法律第57号) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めたもの。⑥ **短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律**(平成19年法律第72号) 近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができるよう雇用環境を整備するため、雇用管理

の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行ったもの。⑦ **株式会社商工組合中央金庫法**(平成19年法律第74号) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく完全民営化の実現に向けて、商工組合中央金庫に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めたもの。⑧ **電子記録債権法**(平成19年法律第102号) 金銭債権について、その取引の安全性を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設した

もの。

もの。

もの。

もの。

市、更には海外市場を視野に。

スキーム

- 国が基本方針を策定
- ↓
- 都道府県が基本構想を策定し地域資源を指定（国が認定）
- ↓
- 中小企業が地域資源活用事業計画を作成（国の地方支部局が認定）
- ↓
- 地域資源を活用して新商品開発等を行う計画
- ↓
- 支援措置
- 試作品開発等に対する補助金
- 設備投資減税
- 政府系金融機関による低利融資
- 信用保証枠の拡大
- 投資育成株式会社法に係る特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証等
- 専門家等によるアドバイス等
- 中小機構・JETRO・国際観光振興機構による販路拡大支援
- (2)その他の支援（地域資源を活用した新たな取組を掘り起こすための支援等）
- 「地域中小企業応援ファンド」（中小企業基盤整備機構に5年間で2000億円程度の資金枠を確保）
- 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援等（●は予算事項）

4. 中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等に対する主な支援措置（域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援）

《補助金等》○地域資源活用売れる商品づくり支援補助金…試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助。  
○マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス（ハンズオン支援事業）○中小企業基盤整備機構が主催する商談会やアンテナショップに対する優先的な出展（中小機構交付金）

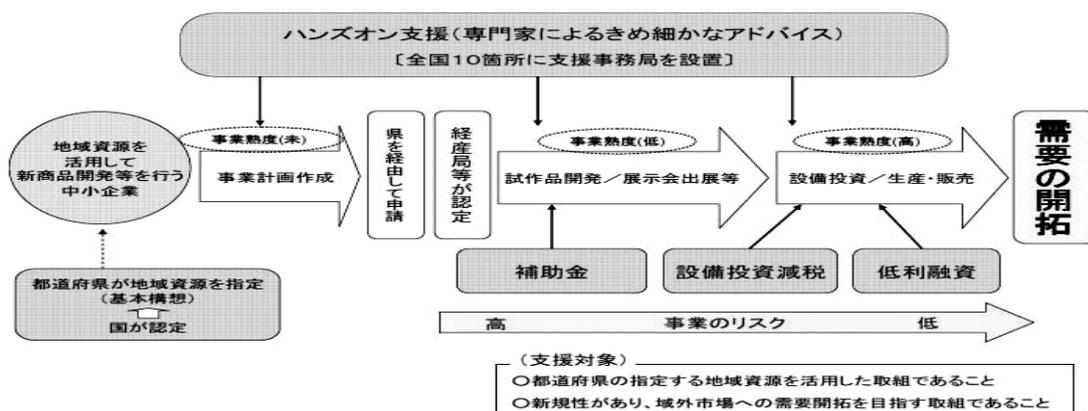
《融資等》○政府系金融機関による低利融資（中小公庫、国民公庫、商工中金）…必要な設備資金及び長期運転資金を低利で融資。○信用保証協会の債務保証枠の拡大（中小企業信用保険法の特例）…既存の保証制度とは別枠での債務保証を実施。○高度化融資…組合が行う施設の整備に必要な資金を都道府県と中小機構が協力して融資。○食品流通構造改善促進機構による債務保証等…食品関係の取組に必要な資金の借入れに係る債務保証等を実施。  
《税制》○設備投資減税（中小企業等基盤強化税制）…機械及び装置を取得した場合に取得価格の7%税額控除又は30%特別償却、機械及び装置をリースした場合にリース費用の総額の60%相当額の7%の税額控除

5. その他の支援措置

- (1)地域資源を活用した新たな取組の掘り起こし○地域資源活用企業化コーディネート活動支援、普及啓発（中小機構）○地域資源活用研究開発事業（委託費）○市場志向型ハンズオン支援事業（委託費）
- (2)地域資源の価値向上（ブランド化等）に向けた地域一体の取組に対する支援○地域資源活用販路開拓等支援事業（補助金）○JAPANブランド育成支援事業（補助金）○（独）中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設

問合わせ先 中小企業庁経営支援部経営支援課  
電話：03-3501-1763（直通）

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム



## 中小企業地域資源活用プログラムの概要

第166回通常国会において、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が4月27日成立し、6月29日に施行された。これは国が本年度に中小企業施策の大きな目玉としている中小企業地域資源活用プログラムの中核をなすものである。以下にこのプログラムの概要について掲載する。

### 1. 中小企業の地域資源を活用した事業展開に対する支援の重要性

①地域間格差の拡大が懸念される中で、地域がそれぞれの強みをいかして自立的・持続的な成長を実現していくことが重要。

②産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある産業資源(地域資源)は、域外への事業展開において差別化の要素となり得るもの。したがって、地域経済の主体である中小企業の地域資源を活用した創意ある取組を推進し、それを核として地域資源の価値向上(ブランド化など)を図り、地域の強みをいかした産業を形成・強化していくことが重要。

③しかしながら、地域中小企業には以下のような課題が存在している。

ア、市場調査、商品企画、商品開発、販路開拓等に必要ノウハウや人的ネットワーク、資金、人材を確保することが容易でなく、域外市場を狙った新商品等の開発・事業化が実現されにくい。

イ、域外市場に関する情報や人的ネットワークが不足していることから、地域資源の価値を認識して新しい取組につなげる動きが起りにくい。また、地域ブランドの確立など、地域全体で地域資源の価値を高めていくことは容易ではない。

④こうしたことから、「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、以下の2項目を柱とする支援を行う。

ア、域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援

イ、地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値向上(ブランド化等)に対する支援

以上を行うことにより、各地域の「強み」となり得る地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発・市場化を、関係省とも連携して総合的に支援する。地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000創出する。

### 2. 地域の強みとなり得る地域資源の3類型

#### 産地技術

地域資源とは、①地域の特産物として相当程度認識さ

れている農林水産物または鉱工業品、②特産物となる鉱工業品の生産にかかわる技術、③地域の観光資源として相当程度認識されているものの3点。

地域資源を活用した中小企業の取り組みは大きく分けて(1)産地技術型、(2)農林水産型、(3)観光型の3類型となる。全国にはこの3類型に当てはまる地域資源を活用した果敢な挑戦がすでに動いている。

#### 《具体的事例1・産地技術型》

山形カロツェリアプロジェクト(山形県)では、世界的に著名な工業デザイナーが中心となって、03年度に鋳物、木工、繊維などの県内の優れた職人が高品質の商品化を目指す「山形カロツェリア研究会」がスタートした。06年1月には選抜した5社の製品群を「山形工房」のブランド名で、海外の国際見本市「メゾン・エ・オブジェ」に出展。多数の商談が進行中。

#### 《具体的事例2・農林水産型》

千葉県富浦町(現南房総市)は主要産業の観光関連産業が衰退し、91年には観光客が20万人に激減。そこで、とみうら(南房総市)は特産品の枇杷(びわ)を活用したソフトクリームなどの開発や「南房総いいとこどり」と題した観光情報の発信などを総合的に展開した。現在は観光客数は年間100万人以上という。とみうらのプロジェクトは年商6億円(利益約1,500万円)に発展している。この事業化を契機に地域内に同様の事業を行う加工事業者なども生まれている。

#### 《具体的事例3・観光型》

熊本県南小国町にある黒川温泉。10年ほど前までは全国に数ある温泉街の一つに過ぎなかった。危機意識が高まるなかで地元・温泉旅館の新明館が中心となり、敷地内の岩山を掘り抜いた露天風呂や樹木整備などを行い、独特な雰囲気温泉郷を実現した。これを機に地域内の温泉旅館が協力して、地域一体となった景観づくりが進んだ。こうした取り組みにより現在、年間観光客数は約130万人を超えている。

### 3. 「中小企業地域資源活用プログラム」の概要

#### (1)中小企業地域資源活用促進法に基づく支援

(域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

#### ポイント

①地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。②マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。③産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。④首都圏など大都

# 商店街の活性化を支援します

**地域から必要とされる商店街を作りたい。  
地域の生活向上のため、魅力あるプランが求められています。  
地域に根ざした支援策がお役に立ちます。**

中心市街地以外の郊外部における商店街等に対しては、地域経済の発展を図るための商店街・商業機能の強化を図ることが引き続き重要なことから、裾野の広い中小企業商業の振興の観点でしっかりと支援します。

中小商業活性化のための施設整備やソフト事業に対する支援を受けたい

## 少子高齢化等対応中小商業活性化事業

中小小売商業者等が商店街・商業集積の活性化のため、ハード整備やソフト事業を行う際に補助を受けることができます。

問い合わせ先：関東経済産業局 商業振興室 TEL. 048-600-0316 ~ 0318

商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい

## 商業活性化アドバイザー派遣事業

商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができます。

問い合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構

地域経済振興部 コンサルティング課 TEL. 03-5470-1533

商店街振興組合の活動を支援してほしい

## 商店街振興組合の活動支援事業

全国商店街振興組合連合会を通じて、商店街振興組合や商店街振興組合連合会等の事業の円滑な運営を図るための指導や情報提供を受けることができます。

問い合わせ先：全国商店街振興組合連合会 TEL. 03-3553-9300

## がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」

全国9カ所の中小企業・ベンチャー総合支援センターでは、中小企業の方が気軽に経営相談等を受けることができる電話相談窓口（ホットライン）を開設しています。

TEL. 0570-009111

受付時間 平日：午前9時～午後7時 土曜日：午前10時～午後3時

\*最寄の支援センターまでの通話料は発信者側の負担となります。

## まちづくりを支援します

中心市街地、商店街の活性化に取り組んでいる地域を、改正中心市街地活性化法等により総合的に支援します。

### 中心市街地の活性化を支援します

**中心市街地のにぎわいを取り戻したい！  
活力のあるまちづくりは地域の願いです。  
人の流れを変えるために、支援策の有効な活用を。**

中心市街地の活性化に意欲的に取り組む地域に対して、改正中心市街地活性化法に基づく支援策があります。市町村が中心市街地の活性化を図るための計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において商店街の活性化を図る事業などを行う場合に補助金、税制、融資等の支援を受けることができます。

中心市街地の中小商業機能を強化させるための支援を受けたい

#### 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域（中心市街地）であって、商店街や商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や、中心市街地活性化協議会の設立・運営、タウンマネジメント診断等に対して、「選択と集中」の観点から重点的に支援

問合わせ先：関東経済産業局 商業振興室 TEL. 048-600-0316 ~ 0318

中心市街地の商業活性化に取り組むため専門的な診断・サポートを受けたい

#### 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会及びその協議を経て取り組まれる、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するための診断・調査・アドバイス等を実施。

問合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構  
地域経済振興部 まちづくり推進課 TEL. 03-5470-1632

中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい

#### 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣。

問合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構  
地域経済振興部 コンサルティング課 TEL. 03-5470-1533

このほか、中心市街地に対する税制・金融の支援措置も整備されております。

問合わせ先：中小企業庁商業課：TEL. 03-3501-1929

組合Q&A

小規模事業者の判断について

Q111 今般、設立途上の事業協同組合の設立同意者の中に、中協法第7条に規定する小規模事業者の範囲を超えた事業者が含まれているが、どのように対処したらよいか。

「A」 中協法に基づく事業協同組合の組合員となることのできる者は、小規模の事業者であるが、その規模の基準は、中協法第7条に規定されているように、資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者、又は常時使用する従業員数が3百人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者となっている。しかしながら、この基準を超える事業者であっても、実質的に小規模事業者であると認められれば組合員になれることになっている。

したがって設立途上の設立同意者については、その事業者の従業員数、資本の額又は出資の総額並びに資本力及び市場支配力等諸般の事情を勘案して発起人が小規模事業者と判断した場合には、いったん組合員たる地位を与え、組合設立後に公正取引委員会に届け出ることとなる。この場合に公正取引委員会から実質的に小規模事業者でないとは判断されるまでは、その組合又は組合員に対して特別の措置（独禁法の適用除外の否認、当該組合員の排除・脱退措置）がとられることはないのである。

共同受注と一括下請負の禁止について

Q211 事業協同組合が建設工事等を共同受注しようとする場合、建設業法第22条「一括下請負の禁止」の規定が適用されているが、同条第3項の但し書きの規定により発注者の承諾を得た場合に限り共同受注が同条本文の適用の除外となることとなっている。しかし、同条の主旨は一括下請負により工事施工の責任が不明確となること、あるいは商業ブローカー的不良建設業者の出現等を排除するために

規定されたものであることからすると、建設業関係の事業協同組合は建設業法の許可基準の要件を満たし、組合にしかるべき有資格者が設置されているとして建設業の許可を受けており、組合の管理、監督のもとで工事施工する場合、責任の所在は明らかである。また、協同組合の特殊性を考慮すればブローカーを排除するための規定には該当しないものと考えられる。

したがって、事業協同組合の共同受注は、建設業法第22条「一括下請負の禁止」の条項に該当しないものと思われるが、これに関してご見解をお示し頂きたい。また、測量関係組合が共同受注する場合の測量法第56条の2「一括下請負の禁止」条項についても建設業法と同様に解釈してよろしいか併せてご見解をお示し頂きたい。

「A」 I 建設工事について  
建設業における組合の共同受注については、建設省計画局建設業課（当時）と協議したところ、次のとおり解釈される。

1. 建設業法第22条で一括下請負をいかなる方法をもってするかを問わず原則禁止している趣旨は、  
①発注者の保護、②中間搾取の排

除である。（注）①一括下請負は実際上の工事施工の責任の所在を不明確にし、ひいては工事の適正な施工を妨げるおそれがある。②中間搾取を容認すれば、工事の質の低下、商業ブローカー的不良建設業者の輩出等のおそれがある。

2. 組合の場合、通常中間搾取のおそれはないとしても、受注した案件を単に組合員に配分するだけでは、発注者側として具体的にどのような者が工事を行い、技術的な管理を行うのか不明であるため、上記①の観点から一括下請負に該当するといわざるを得ない。

3. しかしながら、組合はもともと建設業法に基づき、しかるべき資格を有する技術者がいること等について審査のうえ、建設業の許可を受けているはずであり、組合として受注した案件について組合として責任ある管理、監督のもとに施行する場合には一括下請負には該当しないと考えられる。

4. したがって、組合としては、  
(1) 組合として責任ある管理、監督のもとに施行するか（この場合には、一括下請負には該当しないと考えられる。）  
(2) しからざる場合においては、一

# ■ 組合Q & A

括下請負に該当するため、書面により発注者の承諾を得て施行するか（建設業法第22条第3項参照）いづれかによる必要がある。

II 測量業について  
測量業における組合の共同受注についても、同省測量業課（当時）と協議した結果、測量法に基づき登録を受けた組合が責任ある管理、監督のもとに施工する共同受注については、建設業の解釈と同様に「一括下請負」には該当しないものと考えられる。

III 以上のとおり、いずれの場合にせよ発注者としては、当該組合の具体的内容、信頼性等について不明な場合、「一括下請負禁止」をもち出していることも考えられ、上記Iの4を踏まえつつ、各組合において発注者と協議されたい。

## 組合の債務に対する組合員の責任について

Q3 II 組合の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条の出資金を限度とする有限责任は絶対的なものであるか。

例えば、総会において、各自の出資金以上の金額を負担すべきこ

とを議決した場合、あるいは、組合員のある特定の者を指名して負担せしめることを議決した場合等、この議決は有効であるか。  
2 右に関して貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済不能を生じた場合、責任は誰が負うべきか。  
3 赤字累積による清算の場合はどうか。

「A」組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その返済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資金を限度とし、総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないものと解する（中協法第10条第5項）。

なお、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の責に任じなければならぬ。また、組合の第三者に対する債務について全部又は一部の組合員が組合のために連帯して保証を

している場合（いわゆる連帯保証）に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うことになる。  
2 したがって、設問のごとく、組合員に対して出資額以上の責任を負わせること、組合の債務につき、特定の組合員を指名して弁済の責に任じさせること等を総会において議決し、議決なる故をもって負担させることは、法令違反であるから無効である。

3 組合財産をもって債務を完済するに足りない場合において、解散をし、又は破産の宣告を受けたときも、組合員の責任は、上述の組合と同様である。

なお、本問の如き事例も、総会の議決である旨をもって組合員に限度額以上の出捐を強制することはないが、自主的意思によって負担しようとすることを阻止するものではない。

## 職員に関する規約等について

Q4 II 某信用組合においては、職員設置規定を定款より削減し、すべて「規程」によりたい考えであるが、次の事項について回答頂きたい。

(1) 定款の職員設置条文は、職員の身分保全のためにも、残した方が良いのではないか。  
(2) 「規程」は、組合内部業務執行事項で理事会により決定され、人事については総代会の意思反映が全くなくなるので、人事規程を「規約」として総代会承認事項とするのが指導上適当でないか。

「A」(1) 職員の設置規定は、定款の任意事項で記載するか否かは、組合の自由であるが、職員を設置する組合においては、職員という機構を置くことであり、定款に職員をおくと定めることが望ましい。  
(2) 「人事権の伴わない経営の執行はあり得ないことであり規約」として総代会の承認を必要とさせることは、このような理事会の業務執行に関する権限を大幅に減少させることにもなりかねないので好ましいことではない。したがって、仮に総代会において定めるとしても、事務組織などの基本原則に止めることが適当である。

なお、労働基準法においても使用者の概念は業務執行者である代表理事を指しており、労務契約についての権限は総代会にあるよりも理事会におくことが望ましい。

# 「食」の目

## 最近の「食」の話題 (その一)

最近「食」に関する話題が頗る豊富である。

内容を見るに、まずは「食の安全・安心」、中でも人体の健康上の「安全・安心」問題が顕著である。

次に「食料資源」としての受給面に関する「安全・安心」問題等様々である。

以前、「食料自給率」に関して、2回ほど記述する機会を得たが、今回は、人体の健康上の「安全・安心」問題に触れてみたい。

ごく最近の話題としては、「牛肉ミンチ偽装」事件が世間を賑わした。人体に対する実害があったかどうかは定かではないが、恐ろしい話である。

今回、過去に実際に発生した食品公害・食品被害事件の代表的な事例について、昭和30年から平成14年まで振り返ってみる。

### 1 森永ヒ素ミルク事件

昭和30年に発覚した、わが国の食の安全性が問われた事件の第一

号である。

森永乳業徳島工場が製造した缶入り粉ミルク(代用乳)「森永ドライミルク」の添加物・第二燐酸ソーダ中に不純物としてヒ素が含まれていた。これを飲んだ乳児がヒ素中毒になり発生当時原因不明で当初は奇病扱いされたが、森永乳業製の粉ミルクが原因であることが判明した。

当時ヒ素の摂取による中毒症状(神経障害、臓器障害など)が出た被害者の数は、12,344人で、うち死亡者130人と言われている。

現在も脳性麻痺、知的発達障害、てんかん、脳波異常、精神疾患等の重複障害等に苦しんでいる。

### 2 水俣病(メチル水銀中毒)事件

昭和31年に熊本県水俣市で発生が確認された。

熊本県水俣市の(株)チッソが製造していたアセトアルデヒドをつくる工程で触媒として用いた水銀

が、工場排水として自然界に流され、それが有機水銀(メチル水銀)となり、生物濃縮で高濃度になった魚介類をたくさん食べた人から発症した(昭和31年頃が発生のピーク)。

ひどい場合は脳を冒し、死に至る。

3 カネミ油症事件  
我が国有数の食品公害事件の一つである  
昭和43年に、PCBなどが混入した食用油を摂取した人々に障害等が発生し、主として福岡県を中心とした西日本一帯の健康被害事件である。



図1 メチル水銀の汚染経路

カネミ倉庫で作られた食用油(こめ油)に熱媒体として使用されていたPCB(ポリ塩化ビフェニル)が混入し、それを摂取した人々に、肌の異常、頭痛、肝機能障害などを引き起こした。

また、妊娠中に油を摂取した患者からは、皮膚に色素が沈着した状態の赤ちゃんが生まれた。

母乳を通じて皮膚が黒くなったケースもある。この「黒い赤ちゃん」は全国に衝撃を与え、事件の象徴となった。

### 4 イタイイタイ病

岐阜県の三井金属工業の神岡鉱山の鉱滓からしみ出たカドミウム

が、神通川下流の水田を汚染し、そこで栽培された米を食べた人たちから発症した。

発病は第二次世界大戦後から始まるが、政府が原因を認めたのは昭和43年である。カドミウムは腎臓障害を起こし、その結果カルシウムの代謝に異常をきたし、骨からカルシウムが奪われるため骨がもろくなる。

重症になると簡単な刺激、例えば咳をしただけで肋骨が折れたりする。その激痛のためイタイイタイ病という病名になった。

## 5 堺市・O157集団食中毒事件

平成8年7月市立堺病院から「下痢、血便を主症状とする学童を診察。」との通報が堺市及び、保健所等に入った。堺市は有症者の検便から腸管出血性大腸菌O157を検出、これを原因菌と断定した。

推定患者数9,500人、患者の中から121人が溶血性尿毒症症候群（HUS）となり、うち3人が死亡した。

当時、厚生省は「（感染源は）カイワレダイコンとは断定できないが、その可能性も否定できない」と発表し大分話題になった。

なお、これに先立つ同年5月岡

山県邑久町において、O157による学校給食食中毒が発生して、468人が発症、うち2人が死亡したが、原因は不明とされている。

## 6 雪印乳業集団食中毒事件

平成12年6月、近畿地方を中心に発生した、雪印乳業の低脂肪乳による食中毒事件で、認定者数13,420人の、過去最大の食中毒といわれている。

原因は、大阪工場（事件後の平成13年閉鎖）で生産された低脂肪乳であったが、その原料の脱脂粉乳の生産である北海道の大樹工場（北海道広尾郡大樹町）で停電が発生し、病原性黄色ブドウ球菌の毒素が発生したことが原因と推定された。なお、同時に大阪工場での原材料再利用の際における、不衛生面も発覚した。

また、この事件をきっかけに、資源循環の再利用（リユース）のものに対する問題も提起される形となった。

## 7 雪印食品牛肉偽装事件

平成13年10月に日本で起きた補助金詐取事件で、平成12年～14年に発覚した外国産牛肉を国内産と偽った、牛肉偽装事件の最初の事件である。健康被害に直接関与す

る事件ではないが、深刻な問題となった。

取引があった冷蔵会社西宮冷蔵による、内部告発によって発覚し、グループの解体・再編を余儀なくされる結果となった。西宮冷蔵は一時は廃業状態にまで陥ったが、その後カンパを募るなどし、平成16年に営業を再開し、頑張った。

## 8 丸紅鶏肉偽装事件

丸紅の子会社「丸紅畜産」の東北営業所が平成13年秋にタイ、ブラジル産の鶏肉を国産ブランド「ネッカチキン」と偽装して販売した。

実際は、系列会社だった食肉加工業「住田フーズ」がブラジル産鶏肉約8トン、「国産」と書かれた袋に詰め替えて販売した。住田フーズは「丸紅畜産から偽装の指示を受けた」と認めた。

## 9 ユアサ・フナシヨク米産地偽装

平成13年10月から14年2月にかけて出荷した精米3,215トンに産地表示違反した。

同社の「新潟コシヒカリ」や「庄内はえぬき」など計21銘柄。表示とは産地の違うコメや別の品種を混ぜ、千葉県内の大手スーパーなどに出荷していた。

同社の米穀部門が独断で行った。

## 10 日本ハム牛肉偽装事件

平成13年10月～11月にかけて「BSE対策」から始まった牛肉買取り制度を悪用したものだ。

制度の主旨は未検査の牛肉を市場から隔離、牛肉の信頼回復を図ることにあった。平成14年7月、日本ハムの子会社「日本フード」が一度申請した牛肉1.3トンを検査前に焼却したことが発覚し、買取りを申請した牛肉に輸入牛肉が混入してきたことも認められた。

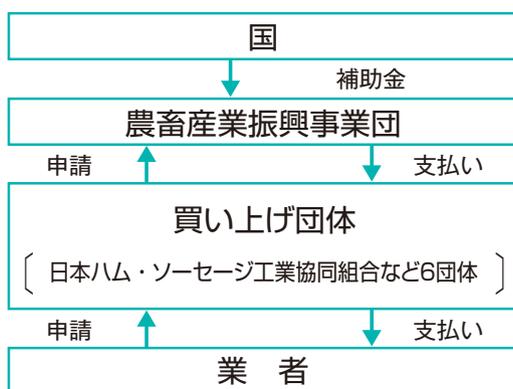


図2 国産牛肉買上事業の仕組み

以上、平成13年～14年にかけて、なぜか食品にかんする偽装事件が異常発生した。

（中小企業診断士 布施光義）

企業・事業者の皆様へ

## ～働く親・大人の姿を子どもたちに見せよう～ 「子ども参観日」キャンペーンのご案内



県教育委員会では、キャリア教育の一環として「次代を担う子どもたち働く親や大人の姿を見せる」運動を広げるため、企業・事業者の皆様へ、子どもたちを親の職場に招く「子ども参観日」の実施をお願いしております。冬休みなどを利用して、職員のお子様へ働く大人や親の姿をぜひ見せてみませんか。

**6月15日（金）に県庁でも実施してみました。**（子ども約50名が参加）

### 県庁での「子ども参観日」の日程

- 15:00 本庁舎1階（多目的ホール）集合
- 15:10 堂本知事挨拶・県庁紹介VTR視聴
- 15:30 県庁内の見学 ・ 議会棟・展望回廊
- 16:50 保護者の仕事を見学（30分程度）
- 17:30 挨拶・各課で終了（親子で帰宅）

### ＜実施後の子どもたちの感想＞

- ・家でのお父さんと違ってとても真剣だった。
- ・かっこよかった。
- ・自分もお父さんのように県庁で働きたい。
- ・自分の将来についても考えようと思った。



### ＜実施後の職員の感想＞

- ・こどもの知らない親の姿を見せることができよかった。
- ・家で仕事の話をするのがなかったのでよい機会だった。
- ・親子の会話がはずんだ。 ・子どもがとても喜んでいた。
- ・よく話しかけてくるなど子どもの様子に変化が見られた。

## 「子ども参観日」を実施するには…

- 各企業・事業者様、各出先機関、市町村の実情に応じて、時間や経費などの負担にならない形で実施していただければと思います。（数時間から半日程度がお子様にも負担にならず適当なようです。）
- 実施していただいた場合は、千葉県教育委員会のホームページでご紹介させていただきます。

＜お問い合わせはこちらまで＞

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室  
電話：043-223-4069 FAX：043-222-3565



組合士になろう  
検定試験を受けて



# just try

平成19年度「中小企業組合検定試験」受験概要

受験資格 中小企業組合にお勤めの方、または将来従事しようとする方

試験日 平成19年12月2日（日）

試験場所 札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇

受付期間 平成19年9月3日（月）～10月15日（月）

受験料 5,000円（一部科目免除者は3,000円）

試験科目 「組合会計」「組合制度」「組合運営」

申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。  
（受験願書等は各都道府県中小企業団体中央会にあります。）



平成19年度

# 中小企業組合検定試験

主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会

## 【組合の概要】

協同組合千葉施設管理センターは、千葉市周辺地域の電気工事業者と保安管理者の有志が結集し、顧客へのサービスの充実、組合員の受注機会の増大と技術力向上を目指して平成14年10月に設立された。以来、電気設備工事並びに電気保安管理業務の受注斡旋と教育情報事業を中心に経営の合理化、近代化に取り組んでいる。

## 【理事長会社概要】

モデン工業株式会社は、関泰雄理事長が学卒、設備工事会社で修行の後、29歳の時独立創業した会社である。昭和35年に有限会社茂原電設工業でスタートし、その後37年に株式会社組織変更した。しかし、業務上略してモデンさんと呼ばれることが多く、それでは正式名称を茂原電設からモデンに改めてしまえということまで現在に至っているとのことである。業務内容は、電気工事、電気計装工事、電気通信工事、機械設備工事、消防設備工事及び関連諸設備、施工業務である。官公需と民需の比率は以前半々であったが、行財政難の時代を反映し、現在では15対85と民需が圧倒的に多くなっている。平成18年度の売上見込額は30億円と電気工事業界では県内トップクラスの業績である。50名以上いる正社員の

## 協同組合千葉施設管理センター 関泰雄理事長

◎せき・やすお 昭和26年電機工業専門学校電気科（現東京電機大学）卒業、修行の後35年に独立、有限会社茂原電設工業、代表取締役社長就任。37年株式会社組織変更。昭和46年社名変更。平成14年協同組合千葉施設管理センター理事長。78歳。



## 職人気質と柔軟な発想で 着実な成長を続ける

殆どは資格を持つ技術者であり、多くの優秀な有資格者を擁することがゼネコンや官公庁等のクライアントから信頼されている理由である。平成13年にISO9001を取得している。

### 【関泰雄理事長の横顔】

関理事長は、以前から環境問題に高い関心を持っており、社長を務めるもう一つ

の会社(株)セイスイでは、汚水浄化装置の製作販売、浄化剤製造販売、化粧品類製造販売等も行っている。昨年从今年にかけて特許や実用新案を数多く取得している。これら特許等のテーマを関理事長が自ら発想し研究者を示唆して進めているのには驚くばかりである。

組合活動以外では、千葉県電業協会会長、日本電設工業協会理事、県都政治経済懇話会会長、千葉県建設産業団

## 協同組合千葉施設管理センター

所在地 千葉市稲毛区長沼原町363-2  
代表者 関 泰雄  
組合員数 4名 出資金 400万円  
職員数 11名



体連合会副会長、千葉県電気協会理事、東京電機大学校友会理事他多数の公職を歴任し、平成11年には、勲5等瑞宝章を受章された。現在は、千葉県電業協会顧問、東京電機大学校友会千葉県支部相談役である。

趣味を伺ったところ、以前は磯釣りや錦鯉で、釣竿はその製作のための道具まで自作されるほどの入れ込みよう、錦鯉も新潟まで出かけて蒐集していたと妥協を許さない。最近、盆栽が主な趣味だそうで、自宅庭の200鉢の盆栽の剪定や毎日の水遣り等の世話は毎朝の日課というこれまた驚かされる限り。座右の銘は「気付く、気力、気働き」言い換えれば、着想、実行力、創意工夫といえる。職人気質でありながら柔軟な発想で組織を引っ張る。

## 情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・7月

### ■シャツ製造業

【千葉県・東京都】  
天候の影響もあり夏物衣料バーゲンが全体的に悪い感じ、また通常夏に強いアイテムも今年は弱い。秋物衣料の生産依頼も例年より遅いスタート。

### ■製材業

【木更津市】  
ロシア材が6月に続き継続入荷。

### ■印刷

【千葉市】  
5・6・7月も引き続き仕事不足。東京、茨城から中堅印刷業者が攻めてきている。千葉の業者はハンギリ度が高い。

### ■生コン製造

【県内全域】  
前年比の減少が続いており、4月から6月の第1の4半期は前年比96%と悪化している。年度トータルでも5%以上落ち込む可能性があり、大変厳しくなりそう。

### ■電気鍍金

【県内全域】  
受注量は増加しているが、

めつき加工材料等の高騰が続いている為と、それに伴う加工単価等の組上げが出来ないため、収益状況は悪化している。

### ■機械部品製造業

【野田市】  
設備投資されて来ている。

### ■土砂採取業・採石業

【県内全域】  
羽田空港D滑走路工事の埋立て事業が本格化した。この搬入に当たり、ダンプカーの往来が1日延べ1万台以上あることから、交通安全・環境保全に全力で取り組んでいる。なお、出稼ぎダンプの増大等事業進捗に伴い、一部事業においては、景気回復が見られる。

### ■建築材料卸売

【県内全域】  
前年横ばいであるが、前年落ち込んだ為であり、数量減少傾向は依然変わらぬ。

### ■自動車解体業

【県内全域】  
新車販売が10%近く前年同月に比べ減少しており、廃車の発生は相変わらず極めて低調で推移している。一方でスクラップ市況は非常に活況

### ■小売

【東金市】  
初旬よりバーゲン開始。個店では、6月下旬より始めたところもある。

### ■小売

【柏市】  
見切りに入った夏物衣料品に若干の動きはあったが低調であった。売り場は例年よりも早く秋冬物に変わりつつある。

### ■小売

【野田市】  
中国産の食品が敬遠されている。商品を裏返して産地を確認してから、購入するお客

さんが増えている。

### ■電気機器小売

【県内全域】  
天候不順のため、エアコンの売れ行きが悪く、業界の市況悪化の要因となっている。

### ■中古車仕入・販売

【県内全域】  
直販盛り上がり不足。ターゲット車種の不在。ユーザーの反応にも見るべきものが無い。全てにインパクト不足。ムード的にも盛り上がりを欠く状況である。

### ■農業機械販売整備

【県内全域】  
平成18年の業果としての売上金額は前年比8%減。本年の1月から5月の集計では、前年比11%減。県内農家の年間の減少率が3・26%であるにも関わらず大幅な売り上げ減。行政の「集落営農化対策」により、ユーザーの「買い控え」が要因か？

### ■小売・サービス

【習志野市】  
不順な天候や台風・地震災害、更には政局の不安定さも影響してか、6月対比1%ダウン。

昨年同月対比3%ダウン。

### ■小売・サービス

【銚子市】  
今月は台風の影響、梅雨の影響による天候不順により、お客様の来客数が減少傾向にあった。

### ■建設揚重

【県内全域】  
単価は若干上昇傾向にあるが、最近の燃料費の高騰で追いつかない状況にある。

### ■旅館業

【鴨川市】  
オープンして20年、今年の7月が一番悪い。

### ■建設

【県内全域】  
当連合会加入組合の国、県、市町村からの受注は5、860百万であった。これは前年比で300万円の増加となった。前年同月比でも1、367百万円の増加となった。要因としては、市町村と国の発注が増えたためであった。

### ■貨物運送

【野田市】  
今月も軽油価格が上がった。これで3ヶ月連続の売上げである。相変わらず運賃の上昇は無い。

# お知らせ

## 第59回中小企業団体全国大会の参加者募集について

本大会は、『連携、創造、発展』をキャッチフレーズに全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の強化拡充を訴え、組合連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を期すものであります。

つきましては本大会を有意義なものにするため、多数ご参加下さいますようお願い申し上げます。

### (1)日時

平成19年10月25日(木)

午後1時30分～午後4時

### (2)場所

〔国技館〕

東京都墨田区横綱1-3-28

### (3)募集人員

170名(全国で約3千名)

### (4)参加方法

現地集合・現地解散

### (5)参加費

1人 4,000円

### (6)申込方法

本会所定申込書にてお申し込み下さい。(FAXによる申込みも可)

### (7)問合せ先

総務部 田川

TEL 043-242-3277

FAX 043-247-8410

## 平成19年度ISO基礎研修・現場改善研修のご案内

(財)千葉県産業振興センター

取引振興グループでは、平成19年度に以下の研修を予定しております。ご希望の講座がございましたら、是非お申込下さい。ご不明な点は、左記までお問い合わせ下さい。

①日程・②対象者・③研修内容・④講師・⑤定員・⑥受講料・⑦開催場所

### ISO14001基礎研修

①9月12日(水)～13日(木)の2日間

②ISO14001(環境マネジメントシステム)の基礎を学びたい方等

③ISO14001の概要・取得方法・取得のメリット等について分かりやすく解説します。

④小坂 雄二氏(中小企業診断士・環境マネジメントシステム主任審査員)

⑤30名(先着順)

⑥20,000円

⑦ホテルプラザ菜の花(千葉市中

中央区長洲1-8-1)

※左記より申込書をダウンロードしてご利用ください。

http://www.cjic-net.or.jp/~sinfo/3/14001.pdf

ISO9001基礎研修

①10月3日(水)～4日(木)の2日間

②ISO9001(品質マネジメントシステム)の基礎を学びたい方等

③ISO9001の概要・取得方法・取得のメリット等について分かりやすく解説します。

④三橋 宏氏(品質マネジメントシステム主任審査員)

⑤30名(先着順)

⑥20,000円

⑦ホテルプラザ菜の花(千葉市中

中央区長洲1-8-1)

※左記より申込書をダウンロードしてご利用ください。

http://www.cjic-net.or.jp/~sinfo/3/9001.pdf

現場改善入門研修

①10月22日(月)～23日(火)の2日間

②製造現場の実務担当者等

③現場改善の基本(「5S」・「目で見える管理」・「3ム改善」)を分かりやすく解説します。

④鈴木 規男氏(有コンサルティ

ングベルオフィス 代表取締役)

⑤30名(先着順)

⑥20,000円

⑦ホテルプラザ菜の花(千葉市中

中央区長洲1-8-1)

### 現場改善リーダー研修

①11月7日(水)～8日(木)の2日間

②製造現場のリーダー・管理者等

③現場リーダーの心構え、役割、現場で発生した問題の解決手法等についての解説や演習を行います。

④渡辺 孝氏(職場活性化研究所 代表)

⑤30名(先着順)

⑥20,000円

⑦ホテルプラザ菜の花(千葉市中

中央区長洲1-8-1)

※研修内容等は若干変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

全体の研修案内については左記よりダウンロードしてご利用ください。

http://www.cjic-net.or.jp/~sinfo/3/kensyuu.pdf

【申込み問合せ】

財団法人千葉県産業振興センター

企業振興部 取引振興グループ

TEL 043-299-2654  
FAX 043-299-3411

## 組合士養成講習会

12月2日に行われる「中小企業組合検定試験」の受験対策のための講習会です。

### ▼日程

次の6日間の午後1時～5時

9月12日(水) 中小企業論 中小企業組織論

9月26日(水) 団体法・商店街振興組合法の基礎、組合会計決算

10月17日(水) 中小企業等協同組法の解説、組合会計練習問題

10月24日(水) 組合事務管理の実務、税務問題の攻略ポイント

11月7日(水) 中小企業関係法、労務管理・労働法通論

11月14日(水) 組合運営論、組合運営練習問題

### ▼場所

千葉県労働者福祉センター会議室

千葉市中央区千葉港4-4

▼講習会受講料

全科目3,000円(1科目1,000円)

### ▼申込み問合せ

本会連携支援部 齊藤

中央会職員異動

退職8月末

連携支援部 主幹 池永敏之